

栃木県訪問介護人材確保体制構築支援事業実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県訪問介護人材確保体制構築支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の訪問介護人材確保体制構築支援事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

人材不足が喫緊の課題である訪問介護サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組を、地域の特性等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護サービスの担い手の確保を図り、地域における必要な訪問介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

3 対象事業所

県内に所在する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）とする。

4 事業内容

事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーに同行し、訪問介護サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。

なお、同行する回数や期間については、経験年数の短いホームヘルパーの個々の状況により、事業所により適切に判断すること。

5 補助基準額

本事業の補助対象となる事業所ごとの補助額は、4に掲げる事業内容の実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。

- （１）中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）」の第一号に定める地域をいう。以下同じ。）に事業所が所在する場合

30分未満の同行支援 1 回につき 3,500 円

30分以上の同行支援 1 回につき 5,000 円

（経験年数の短いヘルパー 1 人につき 30 回まで）

- （２）中山間地域等以外に事業所が所在する場合

30分未満の同行支援 1 回につき 2,500 円

30分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円

（経験年数の短いヘルパー 1 人につき 30 回まで）

6 事業対象

本事業における「経験年数が短いホームヘルパー」とは、原則、訪問業務に従事した期間が1年未満である者とする。

ただし、従事頻度が低い、訪問業務に従事していなかった期間が長期間にわたるなど特別の事情がある場合は、事情を勘案し、個別に認めるものとする。

7 優先順位

補助の採択に際して、申請が多数の場合、次の事項と共に、公平性や効果を考慮し、優先順位を決定することとする。

- (1) 同一建物減算を受けていない事業者
- (2) 中山間地域等に存在する事業者

8 提出書類

- (1) 本事業による補助を受けようとする者は、交付要領第3条に定める書類を提出するものとする。
- (2) 本事業にかかる実績報告を行おうとする者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の2月末日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和7(2025)年3月7日から適用する。
- 2 この要領は、令和8(2026)年3月31日限り、その効力を失う。